

「パートナーシップ構築宣言」

有限会社豊徳（以下「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組みます。
- サプライチェーン全体の情報共有・可視化を図り、業務効率化に取り組みます。
- 取引先との連携を通じて、地域資源を積極的に活用し、地域の発展と多様な価値の創造に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と取引先との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

支払は全て銀行振込で行います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ファイティ・ファイティ）」となるよう分かち合います。

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に
依頼・交渉します。

2022年11月16日

有限会社 豊徳

企 業 名

代表取締役 武田 心一

役職・氏名(代表権を有する者)